

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 5 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
<p>第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 日本 グラウト協会薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (環境省告示第 62 号) (令和 3 年 10 月)</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会のり砕工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17)～(44) (略)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 (基準編) [2018 年制定] (平成 30 年 10 月)</p> <p>(46) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成 23 年 8 月)</p> <p>(47) 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (2023 年版) (令和 5 年 3 月)</p> <p>(48) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成 30 年 1 月)</p> <p>(49) 国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 日本 薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について _____ (平成 31 年 3 月)</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 全国特定法面保護協会のり砕工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)</p> <p>(17)～(44) (略)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書 [基準編] _____ (平成 30 年 10 月)</p> <p>(46) 建設工事における自然由来重金属等 土砂への対応マニュアル 検討委員会 建設工事における自然由来重金属等 _____ 岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版) (平成 22 年 3 月)</p> <p>(47) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成 30 年 1 月)</p> <p>(48) 国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>誤植訂正</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>項目番号の変更</p> <p>項目番号の変更</p>
<p>1-3-3-2 材料</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い区間</p> <p>③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5.～6. (略)</p>	<p>1-3-3-2 材料</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い 期間</p> <p>③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5.～6. (略)</p>	<p>誤植訂正</p>

※誤植訂正しました (赤囲み部)